

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告.....（道立病院室）	1
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	2
○道路の供用の開始.....（道路課）	3

道労働委員会訓令

○北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令.....	3
-----------------------------------	---

告 示

北海道告示第381号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年6月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 248台 一式
- 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- 契約期間 平成25年9月2日から平成30年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年6月4日（火）から同月28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部医療政策局道立病院室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道保健福祉部医療政策局道立病院室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎6階保健福祉部3号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部医療政策局道立病院室）

(2) 入札日時 平成25年7月10日（水）午前10時（送付による場合は、同月9日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告

平成25年3月12日付け北海道告示第145号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道保健福祉部医療政策局道立病院室のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/dbs/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | | |
|-------|---|-------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道保健福祉部医療政策局道立病院室 |
| (2) 所 | 在 | 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| | | 電話番号 011-204-5232 |

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of Personal Computer 248 1set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 10, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than July 9, 2013)

C Contact : Office of Prefectural Hospitals, Bureau of Medical Policies, Department of Health and Welfare, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5232

北海道告示第382号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成25年6月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 白糠郡白糠町字和天別1850の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 風害の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第383号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年6月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び利尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第384号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があつ

た。

平成25年 6 月 4 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 磯谷郡蘭越町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
蘭越町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月 4 日

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道 風連湖公園線 野付郡別海町本別海 9 番78地先から 平成25. 6. 4
同郡別海町本別海 9 番78地先まで

道 労 働 委 員 会 訓 令

北海道労働委員会訓令第 1 号

北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成25年 6 月 4 日

北海道労働委員会会長 樋 川 恒 一

北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令

北海道労働委員会事務局事務取扱規程（平成11年北海道地方労働委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第18条第 2 項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第19条の次に次の 1 条を加える。
（文書の作成）

第19条の 2 事務局の職員は、委員会における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに委員会の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、重要な意思の決定に関する事項その他の事項について、主務課長等の指示に従い、適切に文書を作成しなければならない。

第35条中「、北海道総務部法制文書課に委託して行う。」を「行うものとする。」に改める。

第64条第 1 項中「（以下「公印管理責任者等」という。）」を削り、同条第 2 項中「公印管理責任者等」を「公印管理責任者若しくは公印取扱主任又はその命を受けた職員」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、必要があると認めるときは、公印管理責任者若しくは公印取扱主任又はその命を受けた職員以外の職員に公印の押印を補助させることができる。

第64条第 3 項中「公印管理責任者等は、登録公印について前項の規定により押印したときは、当該押印を請求した者をして」を「第 1 項の規定により公印の押印を請求した者は、当該押印を受けたときは」に、「記録させなければ」を「記録しなければ」に改める。

別記第 2 号様式中 「

あて名

」を「

宛 名

」に改める。

別記第 4 号様式中 「

あて先

」を「

宛 先

」に改め、同様式注 2 の事項中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第 5 号様式中 「

あ て 先

」を「

宛 先

」に改め、同様式

注 1 の事項中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成25年 6 月 4 日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道労働委員会事務局事務取扱規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道労働委員会事務局事務取扱規程の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使

用することを妨げない。